

航空宇宙品質センター（J A Q G）設置運用規則

第一章 総則

（設置）

第1条 一般社団法人日本航空宇宙工業会（以下「本会」という。）に航空宇宙品質センター（Japanese Aerospace Quality Group。以下「J A Q G」という。）を置く。

（目的）

第2条 J A Q Gは、International Aerospace Quality Group（以下「I A Q G」という。）の品質保証に関する制度などに対し、わが国航空宇宙産業界の要求を反映するとともに、国内においてJ I S Q 9 1 0 0の認証制度の確立、運用の監督及び品質保証制度全般の標準化の促進を図り、もってわが国航空宇宙産業界の品質の向上、業務の効率化及びコストの引き下げを図ることを目的とする。

（事業）

第3条 J A Q Gは、前条の目的を達成するために、次の事業を実施する。

- (1) I A Q Gに対するJ A Q Gの意向の提案、議決事項への投票
- (2) I A Q Gで示された検討事項のJ A Q Gでの審議、回答
- (3) I A Q G決定事項の国内での実施の促進
- (4) 世界の航空宇宙業界の品質保証に関する情報の入手
- (5) 航空宇宙認証制度における認定機関、品質マネジメントシステム認証機関、審査員資格証明機関、研修提供者承認機関の監視
- (6) 品質マネジメントシステム認証機関による審査結果等のIAQG-OASIS（OASIS：Online Aerospace Supplier Information System）データベースへの登録
- (7) 新規基準等の制定、発行時の関係官庁、機関との調整
- (8) APAQG（Asia Pacific Aerospace Quality Group）との連携
- (9) 前各号に掲げるもののほか、J A Q Gの目的達成に必要な事業

第二章 メンバー

（メンバー）

第4条 J A Q Gに入会を希望するものは、メンバーとして登録しなければならない。

2 前項の登録は、次の区分により行うものとする。

- (1) 会員メンバー 本会の会員のうち、J A Q Gの目的に賛同し、その事業に協力しようとするもの
- (2) 協賛メンバー (1)及び(3)以外で、J A Q Gの目的に賛同し、その事業に協力しようとするもの
- (3) 関係機関メンバー J A Q Gの目的に賛同し、その事業に協力しようとする認定機関、品質マネジメントシステム認証機関、審査員資格証明機関、研修提供者承認機関及び研修提供者等

(登録等)

第5条 J A Q Gにメンバーとして登録しようとするものは、別に定める登録申込書を J A Q G事務局に提出し、幹事会の承認を得なければならない。

- 2 J A Q Gの登録を抹消しようとするものは、文書(様式は任意)により J A Q G事務局に通知しなければならない。

(メンバーの義務)

第6条 メンバーは、別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 メンバーは、J A Q Gが別に定める会費などに関する規定を守らなければならない。

第三章 J A Q Gの組織

(組織)

第7条 J A Q Gに、事業の円滑な運営を図るため、次の組織をおく。

- (1) J A Q G運営委員会(以下「運営委員会」という。)
- (2) 戦略検討委員会
- (3) 幹事会及びワーキンググループ
- (4) 航空宇宙審査登録管理委員会(Japan Registration Management Committee。以下「JRMC」という)
- (5) J A Q G事務局

第1節 運営委員会

(設置)

第8条 J A Q Gに、運営委員会をおく。

- 2 運営委員会は、会員メンバー、協賛メンバー及び関係機関メンバーを持って構成する。
- 3 運営委員会の長は、運営委員長とし、運営委員会において、会員メンバーのうちから選任する。
- 4 協賛メンバー及び関係機関メンバーは、運営委員会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(任務)

第9条 運営委員会は、本会の定款及び本規則に別に定めるもののほか、J A Q Gの中長期戦略等の運営に関する重要事項を議決する。

- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる事項、その他本会の定款に基づき総会若しくは理事会又は会長の権能とされている事項であって J A Q Gの運営に係る重要事項について審議し、総会若しくは理事会又は会長に対し、その結果を報告する。
 - (1) J A Q Gに係る事業計画案及び収支予算案
 - (2) J A Q Gに係る事業報告案及び収支決算案

(会議の開催等)

- 第10条 運営委員会は、毎事業年度終了後原則として2ヶ月以内に開催する。ただし、運営委員長が必要と認めるとき臨時に運営委員会を開催することができる。
- 2 運営委員会は、運営委員長が召集する。運営委員会の議長は、運営委員長がこれにあたる。
 - 3 運営委員会は、会員メンバーの2分の1以上の出席をもって成立する。書面又は代理人をもって表決権を行使する会員メンバーは、出席したものと見なす。
 - 4 運営委員会の議事は、出席会員メンバーの過半数の同意でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第2節 戦略検討委員会

(設置)

- 第11条 J A Q Gに、戦略検討委員会をおく。
- 2 戦略検討委員会は、I A Q G投票メンバー会社及びJ A Q G事務局メンバーを持って構成する。必要に応じ、各ワーキンググループ主査及び幹事会メンバーを構成員に加えることができる。
 - 3 戦略検討委員会の長は、構成員の互選により選任する。任期は1年とし、再任を妨げない。

(任務)

- 第12条 戦略検討委員会は、I A Q Gの中長期戦略を踏まえつつ、J A Q Gの中長期戦略を検討し、戦略方針等を運営委員会に提案する。

(会議の開催等)

- 第13条 戦略検討委員会は、運営委員会の前に開催するとともに、必要に応じて開催する。
- 2 戦略検討委員会は、本委員会の委員長が召集する。本委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

第3節 幹事会及びワーキンググループ

(構成)

- 第14条 幹事会は、運営委員会において選任された会員メンバー及びJ A Q G事務局メンバーをもって構成する。
- 2 幹事長は、幹事会構成員の互選により選任する。任期は1年とし、再任を妨げない。

(任務)

- 第15条 幹事会は、この規則に別に定めるもののほか、次の事項を整理し、又は運営委員会の議決を経て幹事会に授権された事項について議決する。
- (1) 事業計画案、収支計画案(会費案を含む。)など運営委員会に付議すべき事項
 - (2) その他J A Q Gの運営に関する重要事項
- 2 幹事会は、ワーキンググループを統括する。

(会議の開催等)

第16条 幹事会は、幹事長が召集する。幹事会の議長は、幹事長がこれにあたる。

(ワーキンググループの設置)

第17条 幹事会は、特定のテーマについて検討を行うため、ワーキンググループを組織することができる。

- 2 ワーキンググループは、幹事会が委嘱する者をもって構成する。
- 3 ワーキンググループの主査は、ワーキンググループ構成員の互選により選任する。任期は一年とし、再任を妨げない。

(任務)

第18条 ワーキンググループは、品質保証に関する標準類の検討その他の付託されたテーマについて検討を行い、幹事会に対し、その結果を提出する。

- 2 ワーキンググループは、主査が召集する。ワーキンググループの議長は、主査がこれにあたる。

第4節 JRMC

(構成)

第19条 JRMCは、IAQGメンバー会社であり、且つJAQG幹事会メンバー会社に所属する、JAQG幹事会によって任命されたメンバー（3名以上）で構成され、個々のメンバーはJRMCの議決にあたり投票権を有する。JRMCのメンバーの任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 議長は、任命されたメンバーの中からJAQG幹事会の議決に基づき任命される。任期は1年間とし、再任を妨げない。
- 3 JRMCは、必要に応じて、JIS Q 9100の認定機関、品質マネジメントシステム認証機関、審査員資格証明機関、研修提供者承認機関及び研修提供者に対して、助言を与える立場でJRMC会議への出席を求める。

(任務)

第20条 JRMCは、JAQG幹事会の承認に基づき次の業務を実施する。

- (1) 認定機関の承認及び定期確認
- (2) 品質マネジメントシステム認証機関の承認及び定期確認
- (3) 審査員資格証明機関の承認及び定期確認
- (4) 研修提供者承認機関の承認及び定期確認
- (5) 審査員資格証明機関による審査員資格承認の追認
- (6) IAQG OPMT チーム活動への参画
- (7) JAQG 幹事会への状況報告
- (8) その他 JIS Q 9100 に対する認証制度の運営上重要な事項

(業務の実施)

- 第21条 JRMCは、前条各号に掲げる業務の一部を、認証制度の基準に基づき当該業務を適切に実施する力量を有すると判断し委嘱したものと及びJAQG事務局に実施させることが出来る。
- 2 前項の委嘱はJAQGが行う。
 - 3 前条の業務を行うJRMCのメンバー及び委嘱されたものは、身分を証する書面を携帯し、関係者からの請求があった場合は、これを示すものとする。
 - 4 前条の事務に伴い発生する経費の負担については、別に定めるものとする。

第5節 JAQG事務局

- 第22条 JAQGに、JAQG事務局をおく。
- 2 JAQG事務局は、運営委員会、戦略検討委員会、幹事会及びJRMCの庶務、メンバーの登録、会費の請求及び受領、品質マネジメントシステム認証機関による審査結果等のIAQG-OASISデータベースへの登録、その他JAQGの運営上必要な事務を処理する。

第四章 資産及び会計

(特別会計の設置)

- 第23条 JAQGの会計は、本会の他の経理と区分して整理する。

(資産及び経費の支弁)

- 第24条 JAQGの資産は、会費、寄付金、審査結果等のデータベースへの登録料及びその他収入をもって構成する。
- 2 JAQGの経費は、資産を持って支弁する。

(会計年度及び決算)

- 第25条 JAQGの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 JAQGの事業報告案、収支決算書案及び財産目録案は、運営委員長が毎事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、本会の監事の監査を受けた後、当該事業年度終了後原則として2ヶ月以内に運営委員会の調査審議を得なければならない。

第五章 補則

(本会他事業との関連)

- 第26条 JAQGの事業は、本会の他の事業と密接な関連のもとに行われるものとする。
- 2 JAQG事務局における事務処理は、原則として、本会の他の事業の事務処理と同様の基準及び方法で進めるものとする。

(運営規定)

第27条 この規則に定めるもののほか、J A Q Gの運営に関して必要な事項は、運営委員会
(運営委員会の議決を経て幹事会に授権された事項については、幹事会) が別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に本会事務局に対し登録申込書を提出し同事務局の承認を得たものは、
第5条第1項の規定にかかわらず、前項に規定する日に、第4条第2項の区分に従い
J A Q Gの会員メンバー又は協賛メンバーになったものとする。
- 3 第20条の規定は、本会総会の議決を経て適用する。
- 4 この改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成16年7月1日から施行する。
- 6 この改正は、平成22年7月1日から施行する。
- 7 この改正は、平成25年10月1日から施行する。

JAQG 運営委員会 運営細則

(目的)

第1条 この細則は「航空宇宙品質センター（JAQG）設置運用規則」第三章第1節に規定する運営委員会の細部について定めることを目的とする。

(構成員)

第2条 運営委員会は、航空宇宙の品質保証に携わっている部門の代表から構成する。

(運営委員長の選任)

第3条 運営委員長は、年度当初の運営委員会で選出し、任期は1年間とする。
ただし、再任は妨げない。

附則

1. この細則は、平成13年6月1日から実施する。
2. この改正は、平成15年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 この細則は、「航空宇宙品質センター(JAQG)設置運用規則」第6条に規定する会費について定めることを目的とする。

(会員メンバーの会費)

第2条 会員メンバーの会費(年額)の算定は、前年度末の SJAC 会費(月額)の資本金割額と航空宇宙関係売上高割額を合算した金額に応じて、下表の会費区分によるものとする。

上記の計算結果得られた額		会費区分
IAQG 投票メンバー		700,000 円
450,000 円以上		360,000 円
325,000 円以上	450,000 円未満	300,000 円
200,000 円以上	325,000 円未満	240,000 円
50,000 円以上	200,000 円未満	比例配分値
50,000 円未満		50,000 円

(協賛メンバー及び関係機関メンバーの会費)

第3条 協賛メンバーの会費の年額は一律 50,000 円とする。

2 関係機関メンバーの会費の年額は下表の会費区分によるものとする。

機関区分	会費区分
JIS Q 9100 審査登録機関	100,000 円
上記以外	50,000 円

(会費の承認)

第4条 第2条及び第3条に定める会費を変更する場合は、年度当初の運営委員会において審議・承認する。

(途中入会及び退会の扱い)

第5条 年度途中の入会及び退会の場合においても、第4条で承認された会費とし、月割計算は行わない。

(会費の納入)

第6条 会費は原則として、各年度6月末までに一括納入しなければならない。ただし、途中入会の場合、入会を認められた日から2ヶ月以内一括納入しなければならない。

(会費の減免)

第7条 JIS Q 9100 認証取得済の組織が、新たに JAQG に入会する際に、入会年度に非会員の場合の OASIS データベース登録料を請求されている場合、入会年度の年会費は以下により算出する。

(減免適用の場合の入会年度の年会費)

$$\begin{aligned} &= (\text{第2条又は第3条による年会費}) \\ &\quad + (\text{入会年度の JAQG 会員の場合の OASIS データベース登録料}) \\ &\quad - (\text{入会年度の非会員の場合の OASIS データベース登録料}) \end{aligned}$$

附則

1. この細則は、平成 13 年 6 月 1 日から実施する。
2. この改正は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。
3. この改正は、平成 17 年 6 月 7 日から施行する。
4. この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
5. この改正は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

IAQG-OASIS データベースへの登録料等についての細則

JAQG 運営委員会

(目的)

第1条 この細則は、航空宇宙品質センター（JAQG）設置運用規則第3条（6）に掲げる品質マネジメントシステム認証機関による審査結果等を IAQG-OASIS データベースに登録するための登録料等について定めることを目的とする。

(登録料)

第2条 IAQG-OASIS データベースに審査結果を登録するための登録料は、下表左欄の会員区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

会員区分	毎回の登録料
会員メンバー及び協賛メンバー	初回登録 65,000 円
	初回登録後の更新審査時 52,000 円
	サーベイランス 無料
上記以外のもの	初回登録 115,000 円
	初回登録後の更新審査時 102,000 円
	サーベイランス(1年周期) 50,000 円
	サーベイランス(半年周期) 25,000 円

(納入等)

第3条 JAQG は、審査結果等を IAQG-OASIS データベースに登録後、品質マネジメントシステム認証機関に、上記登録料を請求する。

附則

1. この規程は、平成16年7月1日より施行する。
2. この改正は、平成19年7月1日より施行する。
3. この改正は、平成25年10月1日より施行する。